

芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区

発行日 : 2026年3月
発行 : 芝樋ノ爪地区及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会
(事務局) 川口市都市整備部市街地整備室
編集協力: (株)首都圏総合計画研究所

第43回まちづくり協議会を開催しました

協議会の活動
はこちらから
ご覧ください



芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会では、災害に強いまちづくりを進める取り組みなどを検討しています。第43回では、川口市で進めている主要区画道路の内容確認などを行いました。

- 開催日：2025年12月17日（水）午後2時～3時15分
- 場所：芝公民館講座室
- 主な議題
 - ・主要区画道路6号、7号の進捗状況について
 - ・主要区画道路6号の整備予定について
 - ・住宅市街地総合整備事業の延伸について



▲意見交換の様子

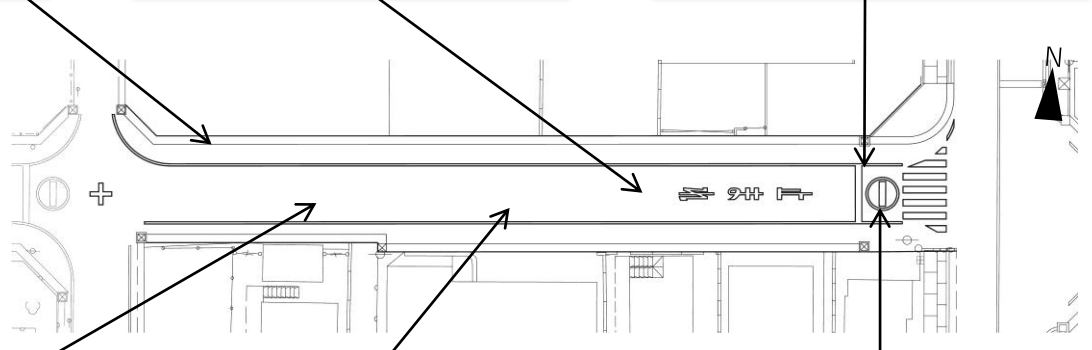
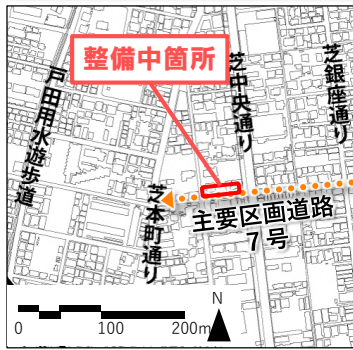
主要区画道路の進捗状況

主要区画道路7号では、赤枠の区間で**拡幅整備工事**を行っています。



現在整備中箇所の工事内容

主要区画道路7号では現在工事を行っており、その概要を紹介します。



※作業イメージ

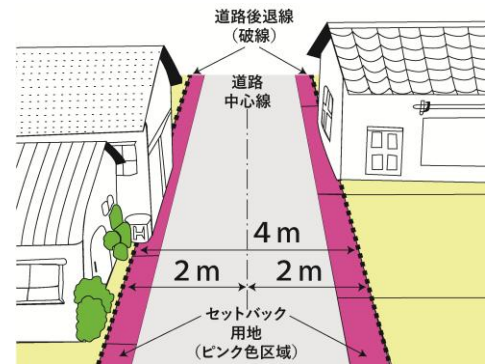
※作業イメージ

狭あい道路を幅員4mに拡幅整備するために 寄附のご協力をお願いします

狭あい道路は、見通しが悪く交差点等での事故の危険性も高まります。また、緊急車両やごみ収集車、福祉車両などの通行にも支障があります。

このことから、本市においては、令和6年7月に「川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例」を定め、道路の幅が4mに満たない部分を幅4mへ拡幅する整備に取り組んでいます。

具体的な取り組みとしましては、右記のセットバック用地（ピンク色の区域）に後退義務（建築基準法）を定めており、建築安全課において、用地の寄附を受け付けています。



寄附をしていただきますと、次のようなメリットがありますので、ぜひご協力をお願いします。

- ・市が道路として整備（舗装や側溝移設）し、市が管理をします。
- ・セットバック用地の固定資産税が不要となります。

➤ 詳しくは、都市計画部 建築安全課（電話048-242-6344）まで。

おしらせ

「まちづくり協議会ニュース」の紙面での発行は、本号をもって終了いたします。今後も発行は継続してまいります。次号より川口市ホームページからご覧いただけますようお願いいたします。

問合せ先

川口市 都市整備部 市街地整備室
〒332-8601 川口市青木2-1-1 第一本庁舎4階
電話：048-271-9262（直通） FAX：048-258-1684



埼玉県 川口市
Kawaguchi City Official Site